総合的な推進体制の構築

1　支援・推進体制の整備

中間支援組織である（公財）ひょうご環境創造協会が管理・運営する「ひょうごエコプラザ」を多様な主体の連携を促進する環境学習・教育の中核交流拠点としています。

＜ひょうごエコプラザ＞

県内の環境学習施設やプログラムの情報をはじめとして、参加者・企画者双方の視点から環境学習の実践に役立つ情報を発信し、みなさんの環境学習をサポートします。

⑴総合相談窓口・情報発信・交流促進

- 環境学習・教育コーディネーターによる相談
- 情報誌「エコひょうご」の発行
- ホームページによる情報提供
- 「エコプラザE-mail通信」の配信

⑵活動支援

- 講師・サポーターの紹介
- 「ひょうご出前環境教室」の実施

【問い合わせ先】
〒654-0037　神戸市須磨区行平町3-1-18
（公財）ひょうご環境創造協会　ひょうごエコプラザ
電話：078-735-4100　　FAX：078-735-7222

▲ホームページ「ひょうごエコプラザ」

2　主体間での適切な役割分担の実施

行政、中間支援組織、地域団体やＮＰＯは、それぞれの特性に応じて適切な役割分担を果たすことが求められています。

⑴行政

①総合的・体系的な環境学習・教育メニューの提示
②情報収集・提供、グリーンサポーター等の支援者の活用や人材交流
③施設・設備の提供
④裾野拡大に向けた普及啓発活動の推進

⑵中間支援組織

①情報提供や人材・資源のマッチング、カウンセリングを実施する総合機関
②人材育成、プログラム開発等における専門的なサービスの提供
③様々な交流等の場における媒介者

⑶地域団体やＮＰＯ

①地域に根ざした取組を推進する実施主体
②学校・家庭・職場等の間で地域ネットワークを構築する際の結節点

3　評価・検証の実施

着実かつ効果的な推進を図るため、県施策の実施状況を点検・評価し、その結果を県のホームページで公表するとともに、環境白書（兵庫県）に反映させ、県民に広報します。

新兵庫県環境学習環境教育基本方針（概要）　平成28年3月策定

兵庫県 農政環境部 環境創造局 環境政策課
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL:078-362-9895　FAX:078-362-4024

28農P2-038A4

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
リサイクル適性Ⓐ
この製品は、古紙パルプ配合率70%の再生紙を使用しています。このマークは3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。
○リサイクル適正の表示：本冊子は印刷用の紙にリサイクルできます。
本冊子は、グリーン購入法に基づく兵庫県環境配慮型製品調達方針における「印刷」に関わる判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した［Aランク］のみの資材を用いて作成しています。

新兵庫県環境学習環境教育基本方針

（概要版）

平成28年3月
兵　庫　県

はじめに

昨年、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、世界のすべての国が参加する地球温暖化防止の新たな枠組み「パリ協定」が採択されました。先進国と途上国が対立を乗り越え、温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす歴史的合意です。共有された危機感のもとに各国の真剣な取り組みが期待されます。

こうした気候変動問題にも見られるように、今日の環境問題は国境を越え、地球規模に広がっています。しかしそれは、身近な環境問題とも相互に依存しあうものであり、私たち一人ひとりが、環境に関心を持ち、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に取り組んでいくことが、あらゆる環境問題の解決に繋がるのです。だからこそ今、身の回りの環境問題に気づき、考え、行動する基盤となる環境学習・教育の必要性が高まっているのではないでしょうか。

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海、太平洋を望み、その広大な県土に個性豊かな環境が広がる、まさに、「日本の縮図」です。森、川、里、海など、豊かな自然をはじめ、ため池や里山など人の手により維持されてきた多様な環境には、美しい緑や花々、野生の鳥や動物など、様々な“いのち”が息づいています。

本県では、こうした変化に富んだ県土をフィールドに、子どもから大人まで、ライフステージに応じた多彩な環境学習・教育を推進しています。小学校の環境体験事業をはじめ、地域の特徴を生かした北摂里山博物館構想、いなみ野ため池ミュージアム、コウノトリ野生復帰プロジェクトなど、県民、地域団体、企業、行政が協働して環境学習・教育に取り組んできました。

この「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」は、これまでの取り組みと成果を踏まえ、改めて本県の環境学習・教育の基本方向を明らかにしたものです。各主体が共有すべき理念や目標とともに、それぞれの役割や立場に応じた取り組みのあり方を示しています。

環境学習において最も大切なことは、実際に見て、触れて、確かめること。そうした自らの「体験」を通してこそ、「いのちの大切さ」を肌で感じ、ふるさとへの愛着や環境を守る心が育まれていくのではないでしょうか。

今後、県においては、この基本方針に基づき、環境学習・教育に関する施策を推進していきます。県民の皆様におかれましては、こうした趣旨を十分にご理解いただき、地域、学校、企業など日常生活のあらゆる場面を通じて、環境学習・教育に積極的に取り組んでいただくよう期待します。

ともに力を合わせ、体験型の環境学習・教育をさらに充実させ、人と自然が共生する豊かで美しいひょうごの実現をめざしていきましょう。

平成28年3月

兵庫県知事　井　戸　敏　三

方針の基本的事項

1　方針策定の背景・趣旨

兵庫県では、環境学習・教育の基本的方向を具体化し、兵庫ならではの特色ある施策を総合的かつ計画的に推進する運営指針として、平成18年3月に「兵庫県環境学習環境教育基本方針」（方針の期間：平成18年度～27年度）を策定し、本県の豊かな自然・風土を生かし、ライフステージに応じた環境学習・教育を進めてきました。

この間、地球温暖化や生物多様性の危機など地球的規模での深刻な環境問題が顕在化しています。また、野生動物による農林業被害、PM2.5等の大陸からの越境汚染対策など、新たな環境問題も生じています。このような状況を踏まえ、平成28年度以降の環境学習・教育施策の指針とする「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定しました。

2　方針の性格

⑴「全県ビジョン推進方策」及び「第４次兵庫県環境基本計画」に示された環境学習・教育の基本的方向性を具体化し、兵庫ならではの特色ある環境学習・教育施策を県市町一体となって総合的かつ計画的に推進する運営指針

⑵環境学習・教育の推進に向け、県民、地域団体やNPO、事業者、行政などの多様な主体の参画と協働を促進するために、各主体が共有すべき理念・目標

⑶「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」においてうたわれている地方公共団体の責務を本県が果たすうえでの行動計画

⑷県下各市町が促進法に基づき主体的な取組を進めるうえでの参考指針

3　方針の期間

平成28年度～37年度（10年間）

兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

1　兵庫県の環境学習・教育の実施状況と課題

⑴ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

乳幼児期 … グリーンガーデン実践事業、グリーンガーデンサポート事業、
ひょうごエコっこ育成事業、はばタンの環境学習　等

学 齢 期 … 環境体験事業（小３）、自然学校推進事業（小５）　等

成 人 期 … ひょうごグリーンサポーターの登録、ふるさと環境通信員活動支援事業　等

⑵地域の特徴を生かした取組の推進

地域ごとに自然的、歴史的な特徴を生かした取組が県民・行政が一体となって行われています。
（北摂里山博物館構想、いなみ野ため池ミュージアム、コウノトリ野生復帰プロジェクト　等）

⑶地域団体・NPO、企業等の取組

県内で環境保全・創造に取り組む地域団体・NPO等は、平成17年度末の654団体から、平成26年度末で1,053団体に増加しています。リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など幅広い活動が展開されています。

2　兵庫県における環境学習・教育の課題

⑴環境保全・創造への意識を高めふるさと意識を育む環境学習・教育の実施

⑵生涯にわたり学び続ける環境学習・教育の推進

⑶環境学習・教育の人材育成・活用及び協働取組の促進

環境学習・教育のあり方

◆ 推進にあたっての基本的考え方（3つの原則）

原則1 「自然」、「くらし」、「社会」のつながりを総合的に学び、「こころ」を育む環境学習・教育の推進

❶「いのちのつながりを学ぶ」 －いのちを大切に思うこころの醸成－
❷「生態系を理解する」 －生物多様性の理解－
❸「くらしの知恵を学ぶ」 －環境にやさしいライフスタイルの実践－
❹「社会とのかかわりを知る」
　　－社会・地域と結びついた環境学習・教育－
❺「総合的な理解を促す」 －体験を通じた総合的学習－

原則2 自ら「体験」、「発見」し、 自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育の推進

❶「環境を体験し、感動する」 －体験・発見－
❷「環境を学び、知る」 －知識・理解－
❸「環境を考える」 －思考・判断－
❹「環境の保全と創造に向け行動する」 －参加・行動－

原則3 本県の特性を踏まえた環境学習・教育の推進

❶「多様性を生かす」 －地域の多様な自然・風土の活用－
❷「県民主役で取り組む」 －県民の参画と協働－
❸「防災の視点を取り入れる」
　　－阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害の教訓継承－
❹「国際協力・交流を推進する」 －国際的機関の活用－

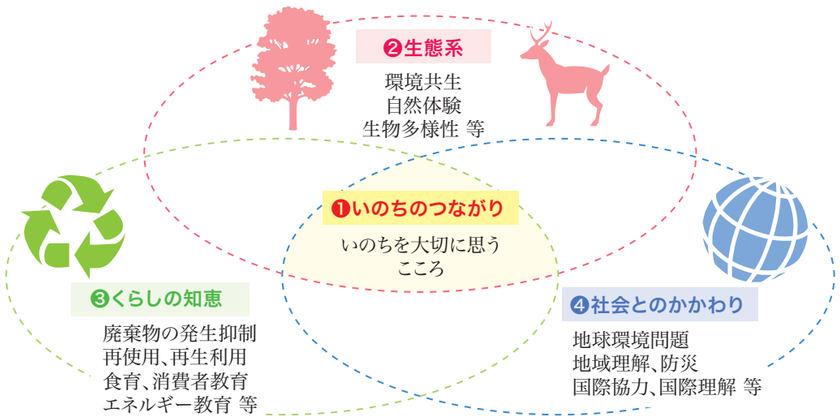

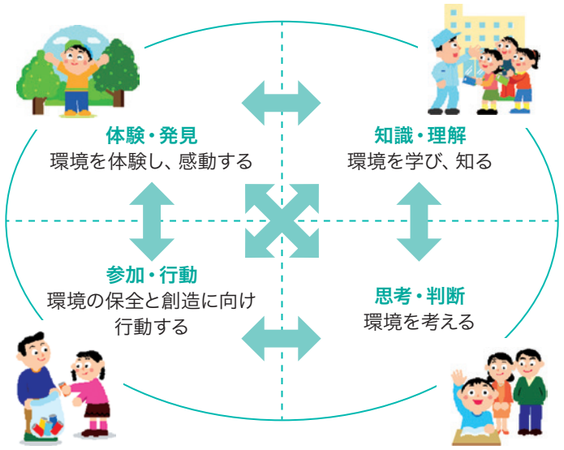

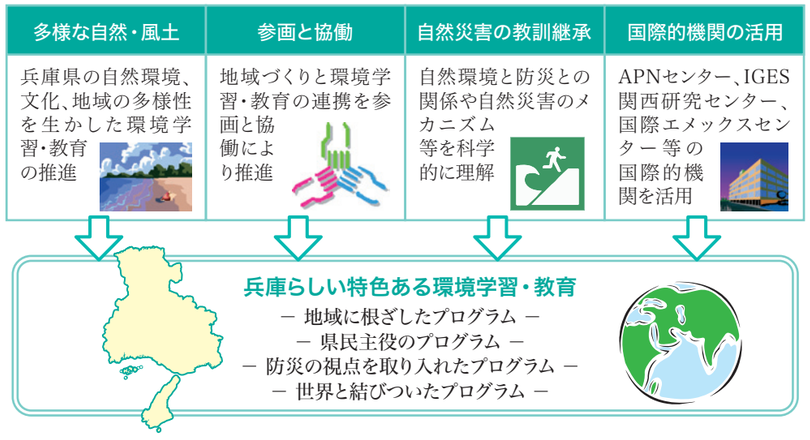

◆ 各主体における環境学習・教育の推進

学校・教育機関、大学・研究機関

- 学校等においては、体験活動や各教科、総合的な学習の時間等を通して、環境に関する意識や環境を大切にする価値観の醸成、知識の習得等を実現する環境学習・教育を実施することが期待されます。
- 大学等の研究機関は、専門課程において、新たな方法を研究し、専門的人材を養成し社会に送り出すことが期待されます。

地域団体（民間団体）

- 地域で中心的な役割を果たし、自らが有する知見、行動力を活用し、学校や企業の取組を支援することが期待されます。

中間支援組織

- 各主体に対し支援情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援することが期待されます。

企業・事業者

- 企業は、事業活動の内外で環境学習・教育に取り組むことが求められます。
- 地域の環境学習・教育の支援や環境保全・創造活動に積極的に参画することが期待されます。

行政（県・市町）

- 県 ：学校等教育機関や地域団体、中間支援組織、市町などをつなぐ役割を持ち、必要な支援等を実施することが期待されます。
- 市町：本方針を参考としつつ自らの行動計画等の策定・実施し、各主体との連携のもと、地域の実情に即した活動を展開することが期待されます。

◆ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

乳幼児

五感で自然と親しめる機会を通して、好奇心や探究心、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養うことが期待されます。

小学生

環境とのかかわりや体験を通して、豊かな感受性や環境への見方や考え方を育み、責任ある行動や協力して問題解決する実践力を培い、環境に配慮した生活習慣を確立することが期待されます。

中学生

学習と実践の一体的展開により、環境に配慮した行動を自発的にとれるよう促すとともに、持続可能な社会形成の重要性を認識することが期待されます。

高校生

論理的かつ科学的な学習を進めるとともに持続可能な社会をめざし主体的に行動することが期待されます。

大学生

専門課程等を通じて積極的に学び、持続可能な社会づくりに積極的に取り組むとともに、環境学習・教育の指導者、教育者として幅広い専門的知識の習得が期待されます。

社会人世代

日常生活を通じて環境学習・教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題等への理解を深めることや、環境保全・創造活動の大切さを子に伝えることが期待されます。

シニア世代

くらしの知恵や先代から受け継いだ自然環境や風土などを子や孫とともに実践し、次世代に伝承するなど、多世代交流を通じて地域理解を促進する役割が生涯を通じて期待されます。

環境学習・教育の推進方策

◆ 推進にあたっての基本的目標

目標1 「だれもが、どこでも、いつでも学べるしくみづくり ー 参加者の拡大 ー 」

だれもが日常生活の中で、多様な場において気軽に環境について学べるよう環境学習・教育の場づくり、環境学習・教育の機会の拡大に努め、環境にやさしいライフスタイルの実践・確立を図ります。

目標2 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくり ー 拠点の形成 ー 」

五感に基づき環境の大切さを体験できるように、森・川・里・海の様々な空間において各種施設を活用し、多様な世代、親子、家族などがふれあう場づくりに努めます。

目標3 「学びの資源づくり ー 学習基盤の形成 ー 」

環境学習・教育に係る県内共通の基盤づくりを促進し、地域資源のネットワーク化や、地域の人々が県内に存在する関係機関の優れた知見・経験等の有効活用に努めます。

目標4 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくり ー 学習と実践の一体化 ー 」

環境の大切さに気づき、環境にやさしいライフスタイルの実践へとつながることができるよう、環境学習・教育と環境保全等の実践活動を一体的に推進していきます。

◆ 具体的な推進方策

方策1 学校等における体験型環境学習・教育の推進

小学校の「環境体験事業」など、学校等における体験型の環境学習・教育の取組を引き続き推進します。また、グリーンサポーター等の人材活用や体験のフィールドとなる里山林、田・菜園等の提供など、地域全体でその取組を支援します。

①いのちのつながりを実感する環境学習・教育の推進（自然観察、栽培・飼育 等）
②学校等における環境学習・教育の支援（グリーンサポーター等による支援、体験のフィールドの整備・提供 等）

▲ 環境体験事業（公立小学校３年生）

▲ 自然学校推進事業（公立小学校5年生）

▲ グリーンサポーターの支援による畑の世話

方策2 地域における体験型環境学習・教育の推進

県民、地域団体やNPO、事業者、行政などが協働して、地域の実情に応じた体験型環境学習・教育を進めます。これにより、地域主体の持続可能な社会づくりを進めるとともにふるさとへの関心を高め、愛着を育みます。

①ふるさとへの愛着を育む環境学習・教育の推進（里山林等での体験活動 等）
②県民運動等との連携（クリーンキャンペーン 等）

兵庫県マスコット　はばタン

方策3 環境学習・教育を支える基盤の構築

自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育を実現するためには、「人材」、「場（施設）」、「環境学習・教育プログラム」といった環境学習・教育を支える基盤の充実を図ります。

①情報の収集・提供（県ホームページ「ひょうごの環境」の活用 等）
②環境学習・教育をリードする人材の育成・登録・派遣（指導者等の育成、人材登録制度の運営 等）
③環境学習・教育拠点施設の整備・充実及びネットワーク形成
④環境学習・教育プログラムの開発・実施
　(ｱ)特色ある環境学習・教育事業の開発、実施（環境を総合的に学ぶプログラムの実施 等）
　(ｲ)海外との連携・交流（APNセンター、IGES関西研究センター、国際エメックスセンター 等）
⑤体験の機会の場の提供（地域密着型のイベント開催　等）

▲ホームページ「ひょうごの環境」（http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp）

▲「ふれあいの祭典全県フェスティバル」での環境を学ぶ場の提供

方策4 実践活動を促す総合的展開

総合的な相談体制を推進するとともに、多様な実施主体による環境学習・教育を推進するため、実施主体の特性に応じて支援します。

①相談体制の推進（ひょうごエコプラザ 等）　　②各主体への活動支援及び主体間の連携促進